

動物愛護法



© 中澤祥子 NPO Neko-Dasuke

いき
遺棄犯罪(捨てねこ違反)は、
罰金50万円。110番!!

地域の愛護動物所管行政は、

ねこの一生涯に渡る適正な終生飼養をすすめています。

犯罪通報

犯罪の所管は警察署

動物愛護法



©中澤祥子 NPO Neko-Dasuke

殺傷犯罪 懲役1年、罰金100万円。

愛護動物への犯罪。※飼い主や持ち主などの、いるいないに関係なく。

衰弱虐待犯罪 罰金50万円。

飼い主など愛護動物を扱う者の犯罪。

110番!!

小動物への犯罪は、重大犯罪のきさしです。

犯罪
通報

犯罪の所管は警察署

ねこを捨てると犯罪です。

動物愛護管理法 遺棄罰金50万円。



この近所で目撃された捨てねこ違反事件の犯人情報を警察が求めています。

下記までご連絡ください。

連絡先

犯罪通報 110番!!

地域ねこ対策中

置きえさ禁
庫へ搬つたら片付けてください。



© 中澤祥子 NPO Neko-Dasuke

置きえさは不衛生で、
カラスねずみ等の
えさになることから

禁止します。

愛護動物保護管理課

